

## 地域密着型 特別養護老人ホーム 養生の杜カムイ(ユニット型) ご利用料金

(単位：円)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険給付	介護保険施設サービス費	6,820	7,530	8,280	9,010
	栄養マネジメント強化加算		110		
	サービス提供体制強化加算Ⅲ		60		
	看護体制加算Ⅰ		120		
	夜勤職員配置加算Ⅱ		460		
	口腔衛生管理加算Ⅱ（月額）		1100		
	褥瘡マネジメント加算Ⅰ（月額）		30		
	個別機能訓練加算Ⅰ		120		
	個別機能訓練加算Ⅱ（月額）		200		
	個別機能訓練加算Ⅲ（月額）		200		
	協力医療機関連携加算（月額）		1000		
	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ（月額）		50		
	生産性向上推進体制加算Ⅱ（月額）		100		
	科学的介護推進体制加算Ⅱ（月額）		500		
	自立支援促進加算（月額）		2800		
	介護職員処遇改善加算Ⅱ		(介護保険分合計の13.6%)		
	介護給付額計（30日）	268,278	292,475	318,035	342,913
自己負担分	1割負担額	26,828	29,248	31,804	34,291
	2割負担額	53,656	58,495	63,607	68,583
	3割負担額	80,483	87,743	95,411	102,874
					110,031
ご利用者負担額計（30日）	食費（30日）	第1段階	9,000	(	300／日 )
		第2段階	11,700	(	390／日 )
		第3段階①	19,500	(	650／日 )
		第3段階②	40,800	(	1,360／日 )
		第4段階	46,350	(	1,545／日 )
	居住費（30日）	第1段階	24,600	(	820／日 )
		第2段階	24,600	(	820／日 )
		第3段階①②	39,300	(	1,310／日 )
		第4段階	61,980	(	2,066／日 )
		第1段階	60,428	62,848	65,404
		第2段階	63,128	65,548	68,104
		第3段階①	85,628	88,048	90,604
		第3段階②	106,928	109,348	111,904
		第4段階 (1割負担の方)	135,158	137,578	140,134
		第4段階 (2割負担の方)	161,986	166,825	171,937
		第4段階 (3割負担の方)	188,813	196,073	203,741
					211,204
					218,361

※外泊及び入院中も居住費をお支払いいただきます。なお、利用者負担第1段階及び第2段階の方は、外泊及び入院された日の8日目以降は、居住費（1,330円/日）をお支払いいただきます。

※電気代として、テレビ、冷蔵庫、パソコン、充電式携帯電話及び髭剃り、扇風機、CDラジカセ等につきましては1か月あたり1台300円、電気毛布や電気ヒーター等につきましては1か月あたり1台1,500円をご負担いただきます。また個別に酸素濃縮装置、吸入器等の医療機器を使用する場合は、別途電気代をいただきます。酸素濃縮装置については1ℓまで月1,500円・2ℓまで3,000円・3ℓまで4,500円、吸入器については1日10円をご負担いただきます。

※第3段階①は年金収入等が80万円超120万円以下の方。第3段階②は年金収入等が120万超の方。

①②ともに、世帯の全員が市民税非課税の方（世帯分離をしている配偶者を含む）

※食費・居住費について、第1段階～第3段階②までは介護保険負担限度額認定が適用されます。

加算の種類	加算条件	費用	
<b>個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ</b>	理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練を行う場合 （Ⅰ）、さらに計画を厚生労働省に提出している場合（Ⅱ）、入所者の口腔の健康状態や栄養状態に関する情報を相互に共有している場合（Ⅲ）	120円／日、200円／月、200円／月 条件を満たせば同時算定可能	
<b>療養食加算</b>	医師の指示に基づく療養食を提供した場合	60円／回	
<b>初期加算</b>	新規入居や30日以上の入院から戻ってきた場合（30日間加算）	300円／日	
<b>入院、外泊時加算</b>	外泊又は入院をされた場合。（入院日（外泊日）の翌日から6日間加算。また、月をまたがる場合は、最大12日間加算）	2,460円／日	
<b>口腔衛生管理加算Ⅱ</b>	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合	1,100円／月	
<b>再入所時栄養連携加算</b>	1度退所された方が、医療機関に入院し再入所される際で、以前入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、医療機関の管理栄養士と当管理栄養士が連携し栄養計画を立案した場合	2,000円／回	
<b>排せつ支援加算</b>	適切な対応により排せつの要介護状態を軽減できると医師、医師と連携した看護師が判断した方に対し、医師、看護師、介護職員等が共同し支援計画を作成し、計画に基づき支援を行う場合	1,000円／月	
<b>褥瘡マネジメント加算Ⅰ・Ⅱ</b>	褥瘡発生を予防する為に定期的評価を行い、医師、看護師、介護職員等の多職種が共同し褥瘡ケア計画を作成し、計画に基づき褥瘡管理を行う場合	30円／月（Ⅰ）、130円／月（Ⅱ） 併算不可	
<b>経口移行加算</b>	経管により食事を摂取する方が、経口摂取を進めるために、医師又は歯科医師の指示に基づく栄養管理を行う場合（180日を限度）	280円／日	
<b>看取り介護加算Ⅰ</b>	看取り介護加算1	死亡日以前 31日～45日 720円／日	
	看取り介護加算2	死亡日以前 4日～30日 1,440円／日	
	看取り介護加算3	死亡日前日、 前々日 6,800円／日	
	看取り介護加算4	死亡日 12,800円／日	
<b>看取り介護加算Ⅱ</b>	看取り介護加算1	死亡日以前 31日～45日 720円／日	
	看取り介護加算2	死亡日以前 4日～30日 1,440円／日	
	看取り介護加算3	死亡日前日、 前々日 7,800円／日	
	看取り介護加算4	死亡日 15,800円／日	
<b>退所時等相談援助加算</b>	退所前訪問相談援助加算	退所に先立ち居宅を訪問し、退所後の保健医療福祉サービスについて、家族等に相談援助を行った場合 (入所中1回又は2回)	4,600円／回
	退所後訪問相談援助加算	退所後に居宅等を訪問し、家族等に相談援助を場合 (退所後1回限り)	4,600円／回
	退所時援助加算	退所時に相談援助を行った場合(1回限り)	4,000円／回
	退所前連携加算	退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合 (1回限り)	5,000円／回
<b>経口維持加算Ⅰ</b>	経口により食事を摂取されている方のうち、摂食機能障害や誤嚥の恐れがある方について医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して食事の観察及び会議等を行い、経口維持計画を作成した上で栄養管理を行う場合	4,000円／月	
<b>経口維持加算Ⅱ</b>	経口維持加算Ⅰにおいて行う食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士を加えた場合	1,000円／月	
<b>在宅・入所相互利用加算</b>	複数の利用者が在宅期間及び入所期間を定めて、同一の個室を計画的に利用する場合	400円／日	
<b>認知症行動・心理症状緊急対応加算</b>	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所の必要があると判断した者に対して、施設サービスを行った場合（7日限度）	2,000円／日	
<b>若年性認知症利用者受け入れ加算</b>	個別に担当者を決め、若年性認知症利用者の特性やニーズに応じた、サービス提供を行っています	1,200円／日	
<b>自立支援促進加算</b>	医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時にに行うとともに、少なくとも3ヶ月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援計画等の策定等に参加する場合	2,800円／月	
<b>ADL維持等加算Ⅰ・Ⅱ</b>	初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値と6か月後のADL値を比べて数値化し、身体機能が維持向上に努める場合	300円／月（Ⅰ）、600円／月（Ⅱ） 併算不可	
<b>安全対策体制加算</b>	外部研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、入所時1回を限度として算定	200円／回	
<b>科学的介護推進体制加算Ⅱ</b>	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報、加えて疾病的状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出している場合	500円／月	
<b>栄養マネジメント強化加算</b>	常勤の管理栄養士を配置し、他の専門職が共同してご利用者ごとの摂食機能を考慮した食事調整を実施。入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出している場合	110円／日	
<b>看護体制加算Ⅰ</b>	常勤の看護職員を1名以上配置している場合	120円／日	
<b>日常生活継続支援加算</b>	前6か月間の新規入居者の総数のうち、要介護4もしくは要介護5の割合が70%以上、または日常生活に支障をきたし介護が必要な認知症（認知症高齢者自立度Ⅲa以上）の方の割合が65%以上、または痰の吸引等が必要な方の占める割合が15%以上いる場合において、入居者6名に対し介護福祉士を1名以上配置している場合	460円／日	
<b>夜勤職員配置加算Ⅱ</b>	夜勤を行なう介護職員を基準人数以上配置している場合	460円／日	
<b>協力医療機関連携加算</b>	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合。	1000円／月	
<b>退所時栄養情報連携加算</b>	特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入居者の栄養管理に関する情報を提供した場合	700円／回	
<b>退所時情報提供加算</b>	医療機関へ退所する際に、必要な情報を提供した場合。一人1回に限り算定。	2500円／回	
<b>高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ</b>	特定の医療機関から3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合。	50円／月	
<b>生産性向上推進体制加算Ⅱ</b>	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催、見守り機器のテクノロジーを一つ以上導入し、業務改善の取り組みによる効果を示すデータを提供した場合	100円／月	
<b>介護職員等待遇改善加算Ⅰ</b>	介護職員の待遇改善及び質の向上のための計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている場合	13.6%／月	

（※加算については要件により変更することがあります。その際は文書でお知らせをいたします。）